

## 付章 3

# 国家試験過去問題研究・Web補足資料

本章では、社会福祉士・精神保健福祉士国家試験問題の中から「精神保健福祉に関する制度とサービス」、「精神障害者の生活支援システム」、「更生保護制度」に関する設問を取り上げ、これまで学んできた内容に準じて分類し、解説および考察を付した。本Web補足資料では、書籍に掲載しきれなかった過去問題研究を取り上げる。

## 第2節 更生保護制度に関する試験問題

### 1. 保護観察

**問題3** 事例を読んで、Z保護観察所が行うDさんの生活環境の調整に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

[事 例]

U矯正施設に収容されたDさん(55歳、男性)は、施設からの釈放後に家族のもとで生活することを希望している。Z保護観察所に対し、U矯正施設からその旨の通知があった。

1. Dさんの生活環境の調整は、Dさんの仮釈放決定後に開始する。
2. Dさんの希望に関係なく、まずU矯正施設の所在地域にある更生保護施設への帰住を調整する。
3. Dさんの生活環境の調整を、保護司と協力して行うことは認められていない。
4. Dさんの生活環境の調整の方法として、Dさんの家族その他の関係人を訪問して協力を求めることがある。
5. Dさんの釈放後の就業先を確保することは、Dさんの生活環境の調整を行う事項に含まれない。

(第32回：問題150)

### 〈解 説〉

1. 生活環境の調整は、矯正施設収容後から開始する(更生保護法第82条第1項)。
2. 帰住を調整するためには、本人の希望も考慮される。
3. 保護司は、保護観察所の所掌事務に従事するとされているため、生活環境調整の協力も想定されている(更生保護法第32条)。
4. 正解肢である。「保護観察所の長は、収容中の家族その他の関係人を訪問して協力を求めること」と規定されている(更生保護法第82条第1項)。
5. 「釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うものとする」と規定されている(更生保護法第82条第1項)。

### 〈考 察〉

矯正施設から釈放後の生活を確保するためには、住居、就労支援など、収容中の家族その他の関係人の理解と協力が再犯防止には必要である。

**問題4** 保護観察制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 保護観察では、施設収容を伴う処遇は行われない。
2. 仮釈放を許された者には、保護観察が付される。
3. 刑の一部の執行猶予を言い渡された者には、保護観察が付されることはない。
4. 保護観察所は、都道府県によって設置される。
5. 保護観察は、少年を対象としない。

(第31回：問題147)

**〈解説〉**

1. 保護観察は、社会内処遇であるが、犯罪者の中には、住居がない者が存在しているため宿泊、食事の提供などを行う更生保護施設の処遇も含まれる（更生保護法第85条第1項、第2項）。
2. 正解肢である。「仮釈放を許された者は、仮釈放の期間中、保護観察に付する」と規定されている（更生保護法第40条）。
3. 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予を受けた者は、必ず保護観察が実施される（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第4条第1項）。
4. 保護観察所は、国が地方支分部局として設置する（法務省設置法第15条、国家行政組織法第9条）。
5. 保護観察処分少年、少年院仮退院者など少年も保護観察の対象である（更生保護法第48条第1号、第2号）。

**〈考察〉**

仮釈放中の対象者において、特に薬物事犯者など自己の意思ではコントロールできない対象者の支援には、保護観察官、保護司などのサポート（指導監督・補導援護）が必要不可欠である。

**問題5** 保護観察に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 少年院からの仮退院者や児童自立支援施設からの退所者には保護観察が付される。
2. 少年事件の保護観察を実施する機関は児童相談所であり、そこには保護観察官が配属されている。
3. 犯罪をした者及び非行のある少年に対し、矯正施設や社会内において適切な処遇を行うことにより改善更生を助けることが保護観察の目的である。
4. 保護観察官が指導監督、保護司が補導援護を行う役割分担を行っている。
5. 法務大臣が指定する施設などにおいて、一定期間の宿泊の継続とそこでの指導監督を受けることが特別遵守事項の一つとされている。

(第28回：問題147)

**〈解説〉**

1. 児童自立支援施設からの退所者は、保護観察の対象ではない（更生保護法第48条、売春防止法第26条）。
2. 保護観察の実施は、保護観察所である（更生保護法第29条第1項）。
3. 保護観察は「社会内において」、適切な処遇を行うため、矯正施設在所中の者は、保護観察対象者には含まれない（更生保護法第1条）。
4. 「保護観察における指導監督及び補導援護は、保護観察対象者の特性、とるべき措置の内容その他の事情を勘案し、保護観察官又は保護司をして行わせるものとする」と規定されている（更生保護法第61条第1項）。役割分担ではなく、保護観察官と保護司が協働して行うことになっている。
5. 正解肢である。特別遵守事項として、「法務大臣が指定する施設などで、宿泊の用に供されるものに一定の期間宿泊して

指導監督を受けること」が規定されている（更生保護法第51条第2項第5号）。

#### 〈考 察〉

宿泊は、一定期間、保護観察官による24時間体制のサポート（指導監督・補導援護）という対象者と密な接触が必要であるため、特別な遵守事項が求められる。

**問題6** 更生保護法における保護観察に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 保護観察の目的は、犯罪をした者及び非行のある少年に対する適切な社会内処遇を行うことにより再犯を防ぎ、非行をなくすことである。
2. 保護観察を実施する機関は、仮釈放については裁判所、保護処分については地方更生保護委員会である。
3. 権力的性格を有する指導監督と福祉的な性格を有する補導援護の内容は、更生保護法において、保護観察の種類に応じて具体的に定められている。
4. 保護観察官は指導監督を行い、保護司は補導援護を行うといった役割分担が更生保護法に明記されている。
5. 更生保護法には保護者に対する措置が規定されており、保護観察官は必要があれば親に対しても指導を受けるよう命じることができる。

（第26回：問147）

#### 〈解 説〉

1. 正解肢である。「犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし」と規定されている（更生保護法第1条）
2. 保護観察を実施する機関は保護観察所である（更生保護法第29条）。
3. 指導監督の方法（更生保護法第57条）、補導援護の方法（同法第58条）は共通事項であり、保護観察の種類別に規定されていない。
4. 「保護観察における指導監督及び補導援護は、保護観察対象者の特性、とるべき措置の内容その他の事情を勘案し、保護観察官又は保護司をして行わせるものとする」と規定されている（更生保護法第61条第1項）。役割分担ではなく、保護観察官と保護司が協働して行うことになっている。
5. 「保護観察所の長は、保護観察に付されている少年の保護者に対し、指導、助言その他の適当な措置をとることができる」と規定されているが（更生保護法第59条）、「命じる」ことまでは規定されていない。

#### 〈考 察〉

保護観察の目的は、対象者を刑務所や少年院などの矯正施設ではなく、日常生活を営ませながら社会内で、改善更生・社会復帰を目指すことである。

**問題7** 保護観察の実施方法である指導監督と補導援護のうち、指導監督の記述として正しいものを1つ選びなさい。

1. 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を実施すること。
2. 就業中に事故に遭遇し傷害を負った者が医療及び療養を受けることを助けること。
3. 家族との争いの絶えない保護観察対象者の生活環境を改善し、及び調整すること。
4. 社会から逃避しがちな対象者を社会生活に適応させるために必要な生活指導を行うこと。
5. 保護観察対象者が適切な宿泊場所を得ること、及び当該宿泊場所に帰住することを助けること。

（第25回：問題147）

### 〈解説〉

1. 正解肢である。「保護観察における指導監督は、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を実施すること」と規定されている（更生保護法第57条第1項第3号）。
2. 「医療及び療養を受けることを助けること」は補導援護である（更生保護法第58条第2号）。
3. 「生活環境を改善し、及び調整すること」は補導援護である（更生保護法第58条第5号）。
4. 「社会生活に適応させるために必要な生活指導を行うこと」は補導援護である（更生保護法第58条第6号）。
5. 「適切な住居その他の宿泊場所を得ること及び当該宿泊場所に帰住することを助けること」は補導援護である（更生保護法第58条第1号）。

### 〈考察〉

対象者の指導監督において、特に専門的な処遇が必要な事犯者は①薬物事犯者、②暴力事犯者、③性犯罪事犯者、④飲酒運転事犯者などである。

## 2. 保護観察官, 保護司

**問題3** 保護観察官と保護司に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

1. 保護観察官は、福祉事務所に配置されている。
2. 保護司は、都道府県知事が委嘱する。
3. 保護観察官には、法務省専門職員（人間科学）採用試験がある。
4. 保護観察は保護観察官、犯罪予防活動は保護司が分担する。
5. 保護司の活動拠点として、更生保護サポートセンターが設置されている。

(第31回：問題148)

### 〈解説〉

1. 「地方更生保護委員会の事務局及び保護観察所に、保護観察官を置く」と規定されている（更生保護法第31条第1項）。
2. 保護司は、法務大臣が委嘱する（保護司法第3条）
3. 正解肢である。保護観察官採用のため、法務省専門職員（人間科学）採用試験が実施されている。
4. 保護司は、保護観察官の業務を補うこととされ、その中には、保護観察、犯罪予防活動も含まれている（更生保護法第32条）。
5. 正解肢である。更生保護サポートセンターは保護司の活動拠点であり、法務省から設置が推進されている。

### 〈考察〉

保護司は、対象者との接触により、精神的にも負担が多いことが予想されるため、国レベルで支援し、サポートすることが求められる。

**問題4** 保護観察官及び保護司に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 保護観察官は家庭裁判所に配置されている。
2. 保護司には給与が支給される。
3. 保護司は、保護観察官で十分でないところを補うこととされている。
4. 保護司は保護観察所長の指揮監督を受けることはない。
5. 保護観察官は呼出し面接によって、保護司は訪問面接によって保護観察を行うこととされている。

(第29回：問題149)

### 〈解説〉

1. 「地方更生保護委員会の事務局及び保護観察所に、保護観察官を置く」と規定されている（更生保護法第31条第1項）。
2. 保護司には給与は支給されないが（保護司法第11条第1項）、職務に要した費用は実費弁償の形で支給される（同法第11条第2項）。
3. 正解肢である。「保護司は、保護観察官で十分でないところを補い、事務に従事するものとする」と規定されている（更生保護法第32条）。
4. 保護司は、「保護観察所の長の指揮監督を受けて、事務に従事するものとする」と規定されている（更生保護法第32条）。
5. 「保護観察官又は保護司の呼出し又は訪問を受けたときは、これに応じ、面接を受けること」と規定されている（更生保護法第50条第1項第2号イ）。

### 〈考察〉

保護司には、保護観察官の業務の負担を軽減し、業務の一部を補うことが求められる。

### 3. 少年非行

**問題3** 少年司法制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 少年法は、家庭裁判所の審判に付すべき少年として、犯罪少年、触法少年、虞犯少年、不良行為少年の4種類を規定している。
2. 家庭裁判所は、18歳未満の少年については、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けたときに限り、これを審判に付することができる。
3. 少年鑑別所は、警察官の求めに応じ、送致された少年を一定期間収容して鑑別を行う施設である。
4. 少年院は、保護処分若しくは少年院において懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者に対し、矯正教育その他の必要な処遇を行う施設である。
5. 家庭裁判所が決定する保護処分は、保護観察、児童自立支援施設又は児童養護施設送致、少年院送致、検察官送致の4種類である。

(第33回：問題148)

#### 〈解説〉

1. 少年法では、犯罪少年、触法少年、虞犯少年の3種類を規定している（少年法第3条第1項）。
2. 「家庭裁判所は、触法少年、虞犯少年で14歳に満たない者については、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けたときに限り、これを審判に付することができる」と規定されている（少年法第3条第2項）。
3. 「少年鑑別所の長は、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長から、次に掲げる者について鑑別を求められたときは、これを行うものとする」と規定されている（少年鑑別所法第17条）。
4. 正解肢である。少年院は、保護処分もしくは少年院において懲役または禁錮の刑の執行を受ける者に対し、矯正教育その他の必要な処遇を行う施設と規定されている（少年院法第3条）。
5. 家庭裁判所の保護処分は、「①保護観察所の保護観察に付すること、②児童自立支援施設又は児童養護施設に送致すること、③少年院に送致すること」と規定されている（少年法第24条第1項）。

#### 〈考察〉

少年院は、少年を処罰するところではなく「教育」をするところである。

**問題4** 触法少年に対する関係機関の対応に関する次の記述のうち、適切なものを1つ選びなさい。

1. 警察は、触法少年を検察官に送致することができる。
2. 警察は、触法少年を地方裁判所に送致することができる。
3. 児童相談所長は、触法少年を児童自立支援施設に入所させることができる。
4. 児童相談所長は、触法少年を検察官に送致することができる。
5. 家庭裁判所は、触法少年を検察官に送致することができる。

(第30回：問題149)

#### 〈解説〉

1. 触法少年は、14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年で、刑法で責任を問うことはできないため、検察官に送致することはできない（少年法第3条第1項第2号、刑法第41条）。
2. 触法少年の事件を送致することができるのは、児童相談所長である（少年法第6条の6）。

3. 正解肢である。都道府県知事は、児童自立支援施設に入所させることができる（児童福祉法第26条第1項第1号、第27条第1項第3号）。また、都道府県知事の委任により、児童相談所長は、触法少年を児童自立支援施設に入所させることができる（児童福祉法第26条第1項第1号、同法第27条第1項第3号、同法第32条第1項）。
4. 触法少年は刑法で責任を問うことができないため、検察官の関与はない（少年法第3条第1項第2号、刑法第41条）。
5. 家庭裁判所が検察官に送致することができるのは、「死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件」であるため（少年法第20条第1項）、刑法で責任を問えない触法少年は検察官に送致することはできない。

#### 〈考 察〉

触法少年は、刑罰法令に触れる行為をした場合でも、未成熟で可塑性があるため、警察・検察より児童相談所の判断が優先される。

**問題5** 非行少年の取扱いに関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 触法少年に対して、家庭裁判所は少年院送致の保護処分をすることができる。
2. 触法少年に対して、検察官は起訴猶予処分を行うことができる。
3. 犯罪少年に対して、警察は児童相談所に送致することができる。
4. 少年院在院者に対して、少年院長は仮退院の許可決定を行うことができる。
5. 虞犯少年に対して、児童相談所長は検察官に送致することができる。

(第29回：問題150)

#### 〈解 説〉

1. 正解肢である。「保護処分の決定の時に14歳に満たない少年に係る事件については、特に必要と認める場合に限り、少年院送致の保護処分をすることができる」と規定されている（少年法第24条第1項但書）。
2. 触法少年は、刑事責任能力がないため（刑法第41条）、触法少年の事件は検察官に送致されない。
3. 「司法警察員は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、罰金以下の刑にあたる犯罪の嫌疑があるものと思料するときは、これを家庭裁判所に送致しなければならない」と規定されている（少年法第41条）。
4. 仮退院の許可決定を行うのは、地方更生保護委員会である（更生保護法第41条）。
5. 虞犯少年は、「将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年」である（少年法第3条第1項第3号）ため児童相談所長が検察官に送致することはない。また、少年が18歳未満の場合、児童相談所長は、必要な調査を行い、家庭裁判所の審判に付することが適当であると認めるときは、都道府県知事に報告し、その調査・報告を踏まえて、都道府県知事が家庭裁判所に送致する（児童福祉法第26条、第27条）。

#### 〈考 察〉

触法少年や虞犯少年は、未成熟で可塑性があるため、国が保護し、少年院などで教育を受けさせる必要がある。

**問題6** 少年保護審判を担当する家庭裁判所と他の機関との連携に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 家庭裁判所は、犯罪少年については、警察官から送致を受けた場合に限り審判に付することができる。
2. 家庭裁判所は、触法少年については、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けた場合に限り審判に付することができる。
3. 家庭裁判所は、審判を開始する前に、少年鑑別所に命じて、審判に付すべき少年の取調その他の必要な調査を行わせ

ることができる。

4. 家庭裁判所は、犯行時14歳以上の少年が犯した犯罪については、原則的に検察官に送致しなければならない。
5. 家庭裁判所は、保護処分を決定するため必要があると認めるときは、保護観察官の観察に付することができる。

(第28回：問題150)

### 〈解説〉

1. 犯罪少年を家庭裁判所に送致するのは、司法警察員または検察官である（少年法第41条、第42条）
2. 正解肢である。家庭裁判所は、触法少年と14歳に満たない虞犯少年については、「都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けたときに限り、これを審判に付することができる」と規定されている（少年法第3条第2項）。
3. 「家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に命じて、少年、保護者又は参考人の取調その他の必要な調査を行わせることができる」と規定されている（少年法第8条第2項）。
4. 「家庭裁判所は、死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件について、検察官に送致しなければならない（少年法第20条第1項）。「家庭裁判所は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって、その罪を犯すとき16歳以上の少年に係るものについては、検察官に送致しなければならない」（同法第20条第2項）と規定されている。
5. 家庭裁判所は、審判の決定により保護処分として少年を保護観察官の観察に付するため、審判の前に保護観察に付されることはない（少年法第24条第1項第1号）。

### 〈考察〉

刑罰法令に触れる行為をした触法少年の処遇は、子どもの福祉を守る児童相談所の判断が優先される。

**問題7** 少年に対する保護処分として言い渡される保護観察（以下「1号観察」という。）と、少年院仮退院者に付される保護観察（以下「2号観察」という。）に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 1号観察は家庭裁判所が決定するが2号観察は少年院の長が決定する。
2. 対象者が成績良好の場合、1号観察には仮解除や解除といった良好措置があるが2号観察には良好措置はない。
3. 対象者が遵守事項に違反した場合、1号観察も2号観察も地方更生保護委員会の決定により少年院に收容されることになる。
4. 1号観察も2号観察も、対象者が成人（20歳）に達した後でも行われることがある。
5. 1号観察では一般遵守事項しか付されないが、2号観察では一般遵守事項に加えて特別遵守事項が必ず付される。

(第27回：問題147)

### 〈解説〉

1. 1号観察は、家庭裁判所であり、2号観察は、地方更生保護委員会である（更生保護法第16条第3号）。
2. 1号観察の良好措置は、解除（更生保護法第69条）や一時解除（同法第70条）であり、2号観察は退院（同法第74条）である。4号観察（保護観察付き執行猶予者）の良好措置は、仮解除である（同法第81条）。
3. 1号観察は、保護観察所の長が施設送致の申請をすることができ（更生保護法第67条）、2号観察は、地方更生保護委員会が少年院への戻し收容の申請をすることができる（同法第71条）。1号観察、2号観察とも申請の結果、施設收容を決定するのは家庭裁判所である。
4. 正解肢である。1号観察は、保護処分決定の日から20歳に達するまでであるが、その期間が2年に満たない者の場合は2年（更生保護法第66条）であり、2号観察は、仮退院の時点ですでに成人に達していたとしても、新たな收容期間に達するまで保護観察に付される（同法第72条第3項）。

5. 一般遵守事項（更生保護法第50条）も特別遵守事項（同法第51条）もすべての保護観察対象者に当てはまる。

**〈考 察〉**

20歳直前に保護観察に付された場合に、20歳になって保護観察を解除することは現実的ではない。

#### 4. 医療観察制度

**問題3** 「医療観察法」が定める医療観察制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 精神保健観察は、刑法上の全ての犯罪行為に対して適用される制度である。
2. 医療観察制度における医療は、法務大臣が指定する指定入院医療機関又は指定通院医療機関で行われる。
3. 医療観察制度による処遇に携わる者は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者が円滑に社会復帰をすることができるように努めなければならない。
4. 精神保健観察に付された者には、保護司によって「守るべき事項」が定められる。
5. 精神保健観察に付される期間は、通院決定又は退院許可決定があった日から最長10年まで延長できる。

(第33回：問題149)

#### 〈解説〉

1. 心神喪失等の状態で重大な他害行為とは、殺人、強盗、放火、強制わいせつ（不同意わいせつ）および強制性交（不同意性交）等、障害（軽微なものは除く）の罪に当たる行為である（医療観察法第2条第1項）。
2. 医療観察制度における医療は、厚生労働大臣が指定する指定入院医療機関または指定通院医療機関で行われる。（医療観察法第16条第1項第2項）。
3. 正解肢である。医療観察制度による処遇に携わる者は、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者が円滑に社会復帰をすることができるように努めなければならない」と規定されている（医療観察法第1条第2項）。
4. 「守るべき事項」は、住居の居住、住居の移転、長期の旅行など医療観察法第107条に規定されており、保護司が付け加えることはできない。
5. 通院期間は、裁判所において通院決定または退院許可決定をあった日から3年間であるため、精神保健観察に付される期間も原則として3年間であり、裁判所の決定により最大2年の延長ができる（医療観察法第44条、第51条第4項）。

#### 〈考察〉

医療観察制度の目的は、対象者の改善更生ではなく、社会復帰が目的である。

**問題4** 社会復帰調整官に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. 社会復帰調整官は、地方検察庁に配属されている。
2. 社会復帰調整官は、医療刑務所入所中の者の生活環境の調整を行う。
3. 社会復帰調整官が、「医療観察法」の審判で処遇を決定する。
4. 社会復帰調整官は、精神保健観察のケア会議に支援対象者の参加を求めることができる。
5. 社会復帰調整官が、指定通院医療機関の指定を行う。

(第31回：問題150)

#### 〈解説〉

1. 社会福祉調整官は、保護観察所に配置される国家公務員である（医療観察法第20条第1項）。
2. 社会復帰調整官が生活環境の調整を行う対象は、医療観察法上の指定入院医療機関に入院中の対象者の退院後または鑑定入院決定がなされた者である（医療観察法第19条第2号、第20条第2項、第101条第1項）。
3. 医療観察法の審判の処遇を決定するのは、地方裁判所であり、審判は地方裁判所の裁判官1人と精神保健審判員（精神科医）1人の合議体で構成して処遇を決定する（医療観察法第11条第1項）。
4. 正解肢である。社会復帰調整官は、精神保健観察として継続的な医療を受けさせるための必要な指導その他の措置を行う

ことができ（医療観察法第19条第3号，第20条第2項，第106条第2項第2号），処遇の実施計画の評価や見直し等を話し合うケア会議を開催し，対象者本人の参加を求めることができる。

5. 指定通院医療機関の指定は，厚生労働大臣が行う（医療観察法第16条第2項）。

#### 〈解説〉

支援対象者本人の社会復帰のためには，ケア会議に支援対象者本人が参加して本人の意向を確認することが必要である。

**問題5** 事例を読んで，医療観察中にD社会復帰調整官がEさんに対して行うことのできた業務として，最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

保護観察所のD社会復帰調整官は，医療観察の対象者であるEさんを担当して，指定入院医療機関に入院中の生活環境の調整に始まり，関係機関との連携を図るケア会議を開催した。その後，Eさんは退院し，入院によらない医療を受けながら自宅での生活を行った。その間，精神科病院への一時的入院もあったが，法定期間満了前に処遇の終了を迎えることができた。

1. Eさんの生活環境の調整を保護司に委ねた。
2. Eさんの精神保健観察中に「守るべき事項」を決定した。
3. 開催されたケア会議において，Eさんの退院許可の決定を行った。
4. 入院によらない医療を受けているEさんに対して，「精神保健福祉法」の規定による入院を行うための調整をした。
5. Eさんの指定通院医療機関による医療の終了を決定した。

（第30回：問題150）

#### 〈解説〉

1. 医療観察中の生活環境の調整は，保護観察所の長が行い（医療観察法第101条），実務上は，保護観察所の長の指示により社会復帰調整官が生活環境の調整を行っている（同法第19条，第20条）
2. 「守るべき事項」は，住居の居住，住居の移転，長期の旅行など医療観察法第107条に規定されており，社会復帰調整官が付け加えることはできない。
3. 医療対象者の退院決定を行うのは，地方裁判所である（医療観察法第51条第1項）。
4. 正解肢である。入院によらない医療（指定通院医療機関への通院）は，精神保健観察に付されるが，精神保健福祉法の入院（任意入院，医療保護入院，措置入院など）はできる（医療観察法第19条，第20条，第101条第1項）。
5. 医療観察の終了の決定は，保護観察所の長もしくは対象者本人等からの申立てにより（医療観察法第54条，第55条）地方裁判所が決定する（医療観察法第56条第1項）。

#### 〈考察〉

指定医療機関が少ない現状においては，民間の医療機関との連携が必要である。

## 6. 更生保護施設

**問題3** 更生保護施設に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 更生保護施設は、更生緊急保護の対象者に限って収容保護を行う。
2. 更生保護施設の収容期間は、3か月を超えてはならない。
3. 更生保護施設は、少年と成人とを別の施設に収容しなければならない。
4. 更生保護施設は、被保護者に対して社会復帰のための処遇を実施する。
5. 更生保護施設の運営は、社会福祉法人に限定される。

(第28回：問題149)

### 〈解説〉

1. 更生保護施設には、保護観察対象者、満期釈放者、執行猶予者、労役場からの出場者、少年院仮退院者などを受け入れている（更生保護事業法第2条第2項）。
2. 更生保護施設の収容期間は、特に定められていないが、更生緊急保護の場合は、その対象となる者が刑事上の手続または保護処分による身体の拘束を解かれた後6か月を超えない範囲で行われ、特に必要があると認められるときは、さらに6か月を超えない範囲内において、これを行うことができる（更生保護法第85条第4項）。なお、今後、更生保護法の改正により、保護の期間は最長1年から2年に延長になる予定である。
3. 更生保護施設を、少年と成人とを別の施設に収容する規定は存在しない。
4. 正解肢である。更生保護事業は、「犯罪をした者及び非行のある少年が善良な社会の一員として改善更生することを助け、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする」と規定されている（更生保護事業法第1条）。
5. 更生保護施設は、全国に103施設があり、全て民間の非営利団体によって運営されており、うち100施設は法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む更生保護法人によって運営されている。その他3施設は、社会福祉法人、NPO法人、一般社団法人によって運営されている（令和4年版「犯罪白書」）。

### 〈考察〉

更生保護施設の処遇の目的は、被保護者を改善更生し、そして社会復帰をして再犯を防止することである。

## 7. 更生保護制度

**問題3** 更生保護法の目的に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. 犯罪をした者及び非行のある少年に対して、矯正施設内において適切な処遇を行うことにより再犯を防ぎ、又はその非行をなくし、自立と改善更生を助ける。
2. 犯罪をした者及び非行のある少年に対して、社会内において適切な処遇を行うことにより再犯を防ぎ、又はその非行をなくし、自立と改善更生を助ける。
3. 犯罪及び非行を行うおそれのある者に対して、適切な予防活動を行うことにより犯罪を防ぎ、又はその非行性をなくし、自立と改善更生を助ける。
4. 犯罪をした者に対して、本人との契約に基づき、適切な処遇を行うことにより再犯を防ぎ、自立と改善更生を助ける。
5. 犯罪をした者に対して、矯正施設及び社会内において適切な処遇を行うことにより再犯を防ぎ、自立と改善更生を助ける。

(第29回：問題147)

### 〈解説〉

1. 更生保護法の目的は、「犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし」と規定され（更生保護法第1条）、社会内処遇に位置付けられる。
2. 正解肢である。更生保護法の目的は、「犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うこと」である。（更生保護法第1条）。
3. 更生保護法の目的には、「適切な予防活動を行う」ことは明記されていない（更生保護法第1条）。
4. 更生保護法の目的には、「本人との契約に基づく」ことは明記されていない（更生保護法第1条）。
5. 更生保護法の目的には、「矯正施設での処遇」は明記されていない。社会内処遇が目的である。また、対象者は犯罪者と非行少年である（更生保護法第1条）。

### 〈考察〉

更生保護法は、犯罪者および非行少年を社会内で立ち直りを支援（改善更生、社会復帰、再犯防止）する法律である。